

札幌市リサイクルプラザ発寒工房設置要綱

平成10年3月8日
環境局長 決裁

(設置)

第1条 本市は、市民が廃棄物の減量及び資源の有効利用（以下「廃棄物の減量等」という。）に関する知識と理解を深めることができる場を提供することにより、その意識の啓発を図るとともに市民の廃棄物の減量等に関する自主的な活動を支援し、もって資源が循環して利用される社会の形成に寄与することを目的として設置した札幌市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ宮の沢」という。）及び札幌市リユースプラザ（以下「リユースプラザ」という。）と連携し、その事業を補完し一体として目的を遂行するため、札幌市西区発寒15条14丁目に札幌市リサイクルプラザ発寒工房（以下「発寒工房」という。）を設置する。

(事業)

第2条 発寒工房は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 再利用品（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（市長が定める種類のものに限る。）であって、当該廃棄物の本来の利用方法により再び利用することが可能であるものをいう。）の清掃等を行い、これをリサイクルプラザ宮の沢及びリユースプラザの展示に供すること。
- (2) 廃棄物の減量等の普及啓発に係ること。
- (3) その他発寒工房の設置目的を達成するために必要な事業。

(開館時間及び休館日)

第3条 発寒工房の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前10時00分から午後6時00分まで
休館日	(1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該月曜日後最初に到来する同法に規定する休日以外の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発寒工房に入館しようとする者の入館を禁じ、又は発寒工房に入館している者の退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合。

(3) その他発寒工房の管理運営上支障があると認める場合。

(遵守事項)

第5条 発寒工房を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 発寒工房において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第6条 発寒工房を利用する者は、発寒工房において物品その他のものを販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(賠償)

第7条 発寒工房に入館している者は、施設・備品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、環境事業部長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

札幌市リユースプラザ設置要綱

平成21年4月3日
環境局長 決裁

(設置)

第1条 本市は、市民が廃棄物の減量及び資源の有効利用（以下「廃棄物の減量等」という。）に関する知識と理解を深めることができる場を提供することにより、その意識の啓発を図るとともに市民の廃棄物の減量等に関する自主的な活動を支援し、もって資源が循環して利用される社会の形成に寄与することを目的として設置した、札幌市リサイクルプラザ及び札幌市リサイクルプラザ発寒工房（通称宮の沢及び発寒工房）と連携し、その事業を補完し一体として目的を遂行するための新たな普及啓発拠点として、札幌市厚別区厚別東3条1丁目1-10に札幌市リユースプラザ（以下「リユースプラザ」という）を設置する。

(事業)

第2条 リユースプラザは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)再利用品（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（市長が定める種類のものに限る。）であって、当該廃棄物の本来の利用方法により再び利用することが可能であるものをいう。）の清掃等を行い、これをリユースプラザ内で展示販売すること。
- (2)廃棄物の減量等に関する教室及び講座等を開催すること。
- (3)廃棄物の減量等を目的としたイベントを市民と協働により開催すること。
- (4)市民のにぎわい創出のための施設活用推進に係る業務を行うこと
- (5)その他リユースプラザの設置目的を達成するために必要な事業を開催すること。

(開館時間及び休館日)

第3条 リユースプラザの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

開館時間	午前10時00分から午後4時00分まで
休館日	(1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、当該月曜日後最初に到来する同法に規定する休日以外の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リユースプラザに入館しようとする者の入館を禁じ、又はリユースプラザに入館している者の退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合。
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合。
- (3) その他プラザの管理運営上支障があると認める場合。

(遵守事項)

第5条 リユースプラザを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) リユースプラザにおいて喫煙し、又は決められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(販売行為等の制限又は禁止)

第6条 リユースプラザを利用する者は、施設内において営利目的により物品その他のものを販売し、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(賠償)

第7条 リユースプラザに入館している者は、施設・備品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、環境事業部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

リユース品に関する取り扱い方針

(札幌市リユースプラザ売却関係分)

1 提供価格について

- ・リユースプラザの展示提供分について、販売価格基準表や市場調査に基づき、提供価格を検討する。
- ・提供価格は、新品市場価格の 1/10 程度を目安とする。

2 展示について

- ・展示品は、計画に従って設置し、展示品ごとに提供価格を表示する。
- ・展示期間中のトラブル（汚損等）については、補修を行うこと。
- ・自転車については、毎月 2 回、一定期間（2 週間程度）展示を行う。

3 申込資格について

- ・札幌市に住んでおり、来館者本人であることを申込資格とする。
- ・事前に市と協議したイベント等により、対象者を限定して提供する場合、購入希望者に対し、学生証など身分証明書の提示を依頼することがある。
- ・申込みは一人 5 点まで、自転車は一人 1 点までとする。
- ・申込人がその意思によって自ら申し込むものであることから、申込書への記載は、基本的に申込者の自書とする。
ただし、高齢や手が不自由等の理由により自書が困難な場合は、その旨の申し出があれば、職員が代筆することは差し支えない。
また、子供が申し込みを希望する場合は、できるだけ自書とするが、最低限名前がはっきり読める程度に書くことができれば、他の部分については、親の代筆も認める。

4 提供について

- ・展示・提供に係る来館者の質問・申し込み等に対応するため、受付・案内要員を置くこと。
- ・通常の展示は、家具及び子ども遊具は即売とする。
- ・自転車は、展示期間中に応募用紙を配布、展示した翌週の土曜日に公開抽選を行い、当選者発表では場外の掲示板及びインターネットを利用し周知を図るとともに、電話で当選者に通知する。
- ・抽選日の翌日から 3 日（休館日を除く）までを引き取り期間とする。
- ・自転車について、希望者がいない場合や引き取り期間内に引き取りがなかった場合は、即売へ変更可能なものとする。
- ・引き取りが確定した時点で所有権を移転するので、代金と引き換えに品物を引き渡す。
ただし、購入者が引き取りに時間を要する場合は、購入者と協議の上、一定期間、施設内に仮置きする。

- ・搬出は、原則購入者が行い、搬出中のトラブルは購入者の責任とする。
ただし、施設内から搬出する際、他の市民との接触や転倒など安全に配慮が必要であることから、職員が台車などを操作し、購入者が希望する位置（施設入口付近）まで搬出の補助などを行うこと。
- ・申し込みがなく、他の事業に活用する見込みもないリユース品については、廃棄する。

5 台帳整理・報告・その他について

- ・展示・提供状況及び購入者について、台帳管理を行い、毎月市に報告する。
- ・市が調定した確定金額を納入通知書により期限までに一括納入する。

6 展示販売以外のリユース品の活用について

- ・体験教室等の教材・部材等に使用するものについて、リユース品保管場所の整理に合わせ、使用不能なものの中から、適宜選定・利用できるものとする。
利用することとした品目及び数量については、市に報告する。
- ・テレビ・映画のロケなどに使用する大道具の提供依頼があった場合は市の許可を得て貸出できるものとする。

リサイクル品販売価格基準表

平成 29 年 3 月改正

程度による基準

区分	状 態
A	ほとんど傷がなく、材質・デザインが優れているもの。
B	ほとんど傷がないもの。
C	傷・汚損があるもの。小物で安価なもの。

品目による基準

品 目		A	B	C	
たんす類		3,000 円	～ 1,500 円	～ 500 円	
戸棚類		3,000 円	～ 1,500 円	～ 500 円	
サイドボード		3,000 円	～ 1,500 円	～ 500 円	
テーブル類		2,000 円	～ 1,000 円	～ 500 円	
いす類		2,000 円	～ 1,000 円	～ 500 円	
机類		2,000 円	～ 1,000 円	～ 500 円	
下駄箱類		1,500 円	～ 1,000 円	～ 500 円	
子供用遊具類		1,000 円	～ 500 円	～ 200 円	
自転車	24 インチ以上	変速機あり	5,500 円	～ 5,000 円	～ 4,500 円
		変速機なし	5,000 円	～ 4,500 円	～ 4,000 円
	24 インチ未満	変速機あり	5,000 円	～ 4,500 円	～ 4,000 円
		変速機なし	4,500 円	～ 4,000 円	～ 3,500 円
	16 インチ未満	—	3,000 円	～ 2,500 円	～ 2,000 円

※ 新品購入価格の 1/10 を目安とするが、特に高価と判断されるものについては、家具類は 6,000 円、自転車は 9,000 円を（配送料除く）限度として料金を算定する。

ただし、上記のうち材質・デザイン等が格段に優れているものについては、限定的に「特別提供品」として 1 個当たりの限度額 15,000 円（配送料除く）の範囲で算定できるものとする。